新発田市立東小学校

Ｐ　Ｔ　Ａ　規　約（案）

名称及び所在地

第１条　本会は、「新発田市立東小学校ＰＴＡ」と称する。

２　本会の事務局は、新潟県新発田市五十公野４８６２番地東小学校に置く。

目　的

第２条　本会は保護者と教職員が緊密に連携して児童教育の振興を図ること及び会員相互の親睦と教養を深めることを目的とする。

事　業

第３条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業及び助成を行う。

１　児童の健全育成に関すること
２　児童の福祉推進に関すること
３　学校行事の協力に関すること
４　教育環境の整備に関すること
５　保護者と教職員の研修に関すること
６　会員相互の親睦に関すること
７　児童、保護者、教職員の慶弔に関すること
８　その他、本会の目的達成のために必要な事項

会　員

第４条　本会は東小学校の児童の保護者及び教職員、並びに本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

役員及びその任期

第５条　本会には次の役員を置く。

１	会　長	１名
２	副会長	４名以上
３	理　事	相当数
４	学年委員	相当数
５	会計監査	２名
６	事務局委員	若干名
７	顧問	校長

第６条　役員の任期は１年とする。但し、年度の途中で選任された者はその残任期期間とし、共に再任及び地域ＰＴＡとの重任は妨げない。

役員の任務

第７条　役員の任務は、次の通りとする。

１　会長は本会を代表し会務を統理するとともに本会の諸会議を招集する。
２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。

３　会計監査委員は本会の業務・会計を監査し会長に進言するとともに、次年度の総会に報告する。
４　理事は、会務の執行にあたる。
５　学年委員は当該学年のＰＴＡ活動を企画・運営する。正副学年委員長を除く学年委員は、各専門部に所属し業務を推進する。
６　教師は各部に所属する。

役員の選出

第８条　役員は、次のように選出する
１　会長、副会長は役員選考委員会で選出し、総会の承認を得る。
２　会計監査委員は会長が委嘱する。
３　理事については、別に定める。
４　学年委員については、別に定める。
５　事務局は会長が委嘱する。
６　役員選考委員会については、別に定める。

機　関

第９条　本会には次の機関を置く
１　総　　会
２　運営委員会
３　理事会
４　学年委員会
５　専門部会
６　地域ＰＴＡ
７　役員選考委員会
８　事務局

２　専門部は次のとおりとし、必要に応じてその他の部を置くことができる。
①　社会教養部
②　環境整備部
③　広報部

第 10 条　各機関の役割は次のとおりとする。
１　総会は毎年１回開催し、正副会長及び会計監査委員の承認、会務・会計を承認し、事業及び予算を審議する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。
２　運営委員会は、会長が招集し重要事項及び理事会への提出議案等の審議をする。
３　理事会は、会長が招集し、会務の執行、学年部・専門部・地域等の連絡調整にあたるとともに、重要事項及び総会に提案する議案の審議をする。
４　学年委員会は、当該学年ＰＴＡの事業を立案し運営する。
５　専門部会は各専門部長が招集し、各専門部事業の運営に当たる。
①　社会教養部（教養、研修、社会教育との協力等に関する業務）
②　環境整備部（学校の環境整備に関する業務）
③　広報部　　（広報等に関する業務）

６　地域ＰＴＡは、各地域のＰＴＡ行事や子ども会行事、児童の安全指導等に関する業務を行う。
７　役員選考委員会は会長が招集し、次期正副会長を選出し、総会に報告する。
８　事務局は、本会の会計及び事務処理に当たる。

議　決
第 11 条　各機関の議決は出席者の過半数をもって決定する。

経　費
第 12 条　本会の経費は会費及び寄付金をもって充てる。会費は総会で決定する。

会計年度
第 13 条　本会の会計は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終了する。

規約の改正
第 14 条　本会の規約改正は総会の議決を経なければならない。

細　則
第 15 条
この規約施行に必要な細則は理事会の議決を経てこれを定める。

付　則
本規約は平成３０年４月１日より施行する。
令和４年４月２７日、規約を一部改正する。

細　則

運営委員会

第１条　運営委員会の構成は次のとおりとする。

１　会　　長
２　副 会 長
３　事 務 局

理事会

第２条　理事会の構成は次のとおりとする。

１　会　　長
２　副 会 長
３　各学年委員長　　必要に応じて副学年委員長も出席することができる
４　各専門部長　　必要に応じて副部長も出席することができる
５　地域ＰＴＡの各地区ブロック代表
６　事務局

学年委員会

第３条　学年委員会の選出及び運営については次のとおりとする。

１　学年委員会はその学年に属する会員をもって組織し、前年度３月までに各学年で選出した６名の学年委員によって運営する。但し、学年の総人員数によって選出する役員の人数を変更できるものとする。
２　新１年生の学年委員の選出は、入学式の日に行う。
３　学年委員会には、学年委員の互選により学年委員長及び副学年委員長を置く。
４　学年委員長は理事会に出席する。
５　副学年委員長は、必要により理事会に出席するとともに、次の専門部に所属する。
①　１・３・５年の副委員長は、社会教養部に所属する。
②　２・４・６年の副委員長は、環境整備部に所属する。
６　学年委員会の会費は、親ＰＴＡからの配分金及びその他の収入による。

専門部会

第４条　社会教養部、環境整備部、広報部の構成、部員の選出、運営については次のとおりとする。

１　社会教養部、環境整備部、広報部には、前条の１及び２で選出された学年委員の中から、学年委員長を除く委員をもって構成する。
①　社会教養部は、１・３・５年の副学年委員長と各学年委員の内１名が所属する。
②　環境整備部は、２・４・６年の副学年委員長と各学年委員の内１名が所属する。
③　広報部は、各学年委員の内２名が所属する。

但し、役員数を変更した場合は、各専門部に所属する人数も変更できるものとする。

２　各部には、部員の互選により正副部長を置く。ただし、副学年委員長は、正副部長にはならないことにする。
３　部長は理事会に出席する。
４　副部長は、必要に応じて理事会に出席する。
５　各部の経費は親ＰＴＡからの配分金による。

地域ＰＴＡ

第５条　地域ＰＴＡは、松浦地区、五十公野地区、米倉・赤谷地区の全会員をもって組織する。
１　各地区は次の３ブロックに分ける。
①　松浦地区ブロック
②　五十公野地区ブロック
③　米倉・赤谷地区ブロック
２　各ブロックには、地域の実態に即して相当数の地域委員を置き、その互選によりブロックの代表を選出する。各ブロック代表は理事会に出席する。
３　地域委員の選出方法は各ブロックで定める。
４　地域ＰＴＡの運営に必要な事項は、各地域で定める。
５　各地域ＰＴＡの運営に必要な経費は、親ＰＴＡからの配分金及びその他の収入による。
６　地域委員は、学年委員との重任を妨げない。

役員選考委員会

第６条　役員選考委員会は次の役員で構成し運営する。
１　役員選考委員会は会長及び学年委員長で構成し、会長が役員選考委員長にあたる。
２　役員選考委員長は、１１月から１月までに各学年委員長を通じて現１年生から５年生の各学年会員の中から立候補者及び学年推薦を募る。
３　役員選考委員長は、２月に立候補者及び学年で推薦された者を含めた役員選考委員会を招集し、次期役員候補を決定する。
４　役員選考委員会では、原則立候補者及び学年で推薦された者の互選により、次期正副会長案を決定する。
５　必要により、副会長も役員選考委員会に加わることができる。

付　則

令和６年４月 25 日、細則を一部改正する。

慶　弔　規　程

第１条　２期以上ＰＴＡ会長であった者が退任した場合には、感謝状を贈る。また、会員の中で会のために顕著な功績があったと認められる場合は理事会の決議により感謝状を贈ることができる。

第２条　会員が死亡した場合は、弔慰金１０，０００円を贈る。また、本校の児童が死亡した場合は弔慰金１０，０００円を贈る。

第３条　本規程第１条、第２条に示す事項以外のことについては、その都度会長の判断により決定する。

第４条　この規程の改正は、理事会の決議を必要とする。

第５条　この規程は、令和４年５月１０日より実施する。